社会福祉法人国立保育会 職員健康診断実施要項

(目的)

第1条 本要項は、社会福祉法人国立保育会(以下「法人」とする)の職員の健康診断 を実施するため、労働安全衛生法第66条に基づき定めるものである。

(対象及び頻度)

- 第2条 法人は常時雇用される職員(全国健康保険協会加入者)に対して、採用の際及び毎年度1回原則として1年以内に定期的に指定する健康診断を受診させなければならない。
 - 2 非常勤就業規則が適用され週 20 時間以上 30 時間未満の勤務をする職員は、採 用の際実施する健診を毎年度1回くにたち南口診療所で受診することができる。

(健診の種類)

第3条 法人は第2条で実施する定期的に受診する健康診断の種類について、(別紙1「健 診の種類」)のとおりとし、職員に提示しなければならない。ただし、差額人間 ドックおよびオプションについては、任意とする。

(健診機関)

第4条 法人は第2条で実施する健康診断の機関について、原則として、採用の際は くにたち南口診療所、毎年度定期の際は 多摩健康管理センター、立川北口健診館、練馬区医師会医療健診センター、高井戸東健診クリニックで受診することとし、職員に提示しなければならない。

(経費の支払い)

第5条 全額法人負担とする。ただし、指定する健診以外で受診する場合の経費および 交通費は、個人負担とする。

(その他)

- 第6条 本要項に定めのないことについては、理事会及び施設長会議で協議し、決定することとする。
- 付則1 本要項は平成30年4月1日から実施する。

別紙1

健診の種類	対象者	健診内容
生活習慣病予防健診	4月1日時点で35歳以	診察・計測・視力検査・聴力検査・
(一般健診)	上の職員	血圧測定・血液検査、尿検査・心電
		図検査・胸部 X 線検査・胃部 X 線検
		査・便潜血検査
若年層健診	4月1日時点で35歳未	診察・計測・視力検査・聴力検査・
	満の職員	血圧測定・血液検査、尿検査・心電
		図検査・胸部 X 線検査
子宮頸がん検診	年度末時点で、20歳以	子宮頚部細胞診 (医師採取)
	上の偶数年齢の女性	
	職員	
乳がん検診	年度末時点で、40歳以	マンモグラフィ乳房 X 線検査
	上の偶数年齢の女性	
	職員	
付加健診	生活習慣病予防健診	診察・計測・視力検査・聴力検査・
	該当者で、年度末時点	血圧測定・血液検査、尿検査・心電
	で 40 歳および 50 歳の	図検査・胸部 X 線検査・胃部 X 線検
	節目年齢となる職員	査・便潜血検査・眼底検査・肺機能
		検査・腹部超音波検査
差額人間ドッグ	生活習慣病予防健診	診察・計測・視力検査・聴力検査・
	該当者で人間ドック	血圧測定・血液検査・尿検査・心電
	を希望の職員	図検査・胸部 X 線検査・胃部 X 線検
		査・便潜血検査・眼底検査・肺機能
		検査・腹部超音波検査
オプション	年度末時点で、51 歳以	その他希望する健診・ドック
補助 20,000 円まで	上の職員	※受診機関についても希望する機関
(それ以上は自己負担)		